

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税32） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 令和2年3月31日までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後3年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び棧橋について、22%（※）又は18%の特別償却。 （※）港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設	
		《要望の内容》 耐震改修の期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとする。	
		《関係条項》 租税特別措置法第43条の2 租税特別措置法施行令第28条の2 租税特別措置法施行規則第20条の11 地方税法第23条第1項第3号 地方税法第72条の23第1項 地方税法第292条第1項第3号	
5	担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：平成26年度～令和7年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成30年度 拡充・延長	
8	適用又は延長期間	3年間(令和5年度～令和7年度)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置は、港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確実な実施を可能にすることを目的としている。
			《政策目的の根拠》 ○「国土強靱化基本計画」(平成30年12月14日閣議決定)において、「製油所の耐性評価・・・護岸等の強化等を着実に推進する」と記載あり。 ○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和3年5月25日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と記載あり。 ○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あり。

			り。 ○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成18年3月31日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、…港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和7年度末までに、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となるもの(14施設(令和4年8月時点))について、耐震改修を完了する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとなり、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油供給が確保される。																				
10	有効性等	① 適用数	(単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4 (見込)</th> <th>5 (見込)</th> <th>6 (見込)</th> <th>7 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p><出典・根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月) ・令和5～7年度の見込は、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月実施) <p><過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か></p> <p>民間事業者にとって、護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直接結びつかない施設である。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったことを勘案すれば、適用数が想定外に僅少であるとは言えない。</p>	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)	適用数	0	0	1	0	0	0	1	1	2
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)														
適用数	0	0	1	0	0	0	1	1	2														
		② 適用額	(単位:億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4 (見込)</th> <th>5 (見込)</th> <th>6 (見込)</th> <th>7 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3.41</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>1.17</td> </tr> </tbody> </table> <p><出典・根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月) ・令和5～7年度の見込は、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月) 	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)	適用額	0	0	3.41	0	0	0	1.5	2.0	1.17
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)														
適用額	0	0	3.41	0	0	0	1.5	2.0	1.17														

③ 減収額

(単位:億円)

年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)
法人税	0	0	0.174	0	0	0	0.077	0.102	0.060
法人住 民税(法 人税割)	0	0	0.012	0	0	0	0.005	0.007	0.004
法人事 業税(所 得割)	0	0	0.053	0	0	0	0.023	0.031	0.018

<出典・根拠>

- ・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月)
- ・令和5～7年度の見込は、②の護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる適用額に、特別償却率(緊急確保航路接続港湾:22%、それ以外:18%)及び税率(法人税:23.2%)を乗ずることにより算出。
- ・法人住民税(法人税割)は、法人税減収額に税率7.0%を乗ずることにより算出。法人事業税(所得割)は、割増償却額に税率7.0%を乗ずることにより算出。

(法人税)

令和5年度:1.5(億円)×22(%)×23.2(%)=0.077(億円)
 令和6年度:2.0(億円)×22(%)×23.2(%)=0.102(億円)
 令和7年度:1.17(億円)×22(%)×23.2(%)=0.060(億円)

(法人住民税(法人税割))

令和5年度:1.5(億円)×22(%)×23.2(%)×7.0(%)=0.005(億円)
 令和6年度:2.0(億円)×22(%)×23.2(%)×7.0(%)=0.007(億円)
 令和7年度:1.17(億円)×22(%)×23.2(%)×7.0(%)=0.004(億円)

(法人事業税(所得割))

令和5年度:1.5(億円)×22(%)×7.0(%)=0.023(億円)
 令和6年度:2.0(億円)×22(%)×7.0(%)=0.031(億円)
 令和7年度:1.17(億円)×22(%)×7.0(%)=0.018(億円)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

本特例措置の対象期間である平成30年度から令和4年度までについて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となる施設数の推移は、以下のとおりである。

(耐震改修が必要となる施設数の推移)

平成30年度:47施設
 令和元年度:22施設

令和2年度:18 施設
令和3年度:17 施設
令和4年度:14 施設

以上のように、耐震改修が必要となる施設数が減少している要因として、

- ・2施設で耐震改修を実施したこと、
- ・3施設で再照査により現行の技術基準への適合を確認したこと、
- ・3施設で「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン(平成30年6月)」に基づくシミュレーションにより、土砂流出による航路への影響が無いことを確認したこと、

が挙げられ、本特例措置があることや、本特例措置に伴って実施している規制強化や技術的支援等によって、現時点(令和4年8月)で、耐震改修が必要な施設数は残り14施設まで進捗しており、本特例措置は有効であった。

また、今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。

達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置の適用を受けた耐震改修事例は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和元年度に1件あることを確認している。また、本特例措置の適用には至らなかったものの、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提に耐震改修を実施した事例が令和2年度に1件あることを確認している。これは、護岸等を所有する民間事業者の経営状況によっては、本特例措置による特別償却を実施しない方が経営上、有利と判断される場合があるためである。しかし、本特例措置をインセンティブとして、耐震改修工事に着手し、完成させたものであるため、本特例措置の直接的効果と言える。

将来の直接的効果については、港湾管理者及び護岸等を所有する民

			<p>間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提として、令和5年度～令和7年度で4施設の耐震改修計画があることを確認している。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>航路沿いの民有護岸等の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。</p> <p>なお、本特例措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。</p> <p>以上を踏まえると、本特例措置の効果と減収額とを比較して、十分に減収額を是認する効果があり、今後も、十分に税込減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。</p> <p>この点、初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は減収額相当分を補助金として交付する制度と同様であるが、本特例措置は課税の繰り延べと同じ効果を有するため、補助金の交付制度よりも最終的な国の負担は少ない。</p> <p>さらに、民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の政策手段と併せて実施することにより、政策目的の達成が見込まれる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、国、港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところである。</p> <p>(1)港湾法第55条の8に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修 【実施主体】: 国、港湾管理者、民間事業者 【対象】: 耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸・岸壁・物揚場 【貸付割合】: 国：港湾管理者：民間事業者＝3：3：4 【効果】: 無利子貸付により改修の資金を供給することで、事業の成立</p>

			<p>性を高める。</p> <p>(2)港湾法第 56 条の2の 22 等に基づく技術的支援 【実施主体】:国、港湾管理者 【内容】:国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法及び耐震改修工法をガイドラインとしてとりまとめ、平成 30 年6月に公表した。国及び港湾管理者は、当該ガイドラインを民間事業者に周知し、技術的支援を行う。 【効果】:耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減する。</p> <p>(3)港湾管理者による公共護岸等の耐震改修 【実施主体】:港湾管理者(国) 【内容】:港湾管理者は、民有護岸等ではない航路沿いの護岸等を管理しており、必要な部分については、公共事業にて耐震改修を実施している。 【効果】:民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することにより、一体となって、災害時の航路機能を確保することができる。</p> <p>(他の支援措置との役割分担) 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に直接結びつく施設ではない。 この中で、(1)及び(2)の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、当該自己調達資金について、本特例措置により特別償却を行うことにより投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害が軽減されるとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害が最小限に留まり、地域の迅速な復旧が図られることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年8月(H29 国交 05)